

中瀬地域まちづくり計画



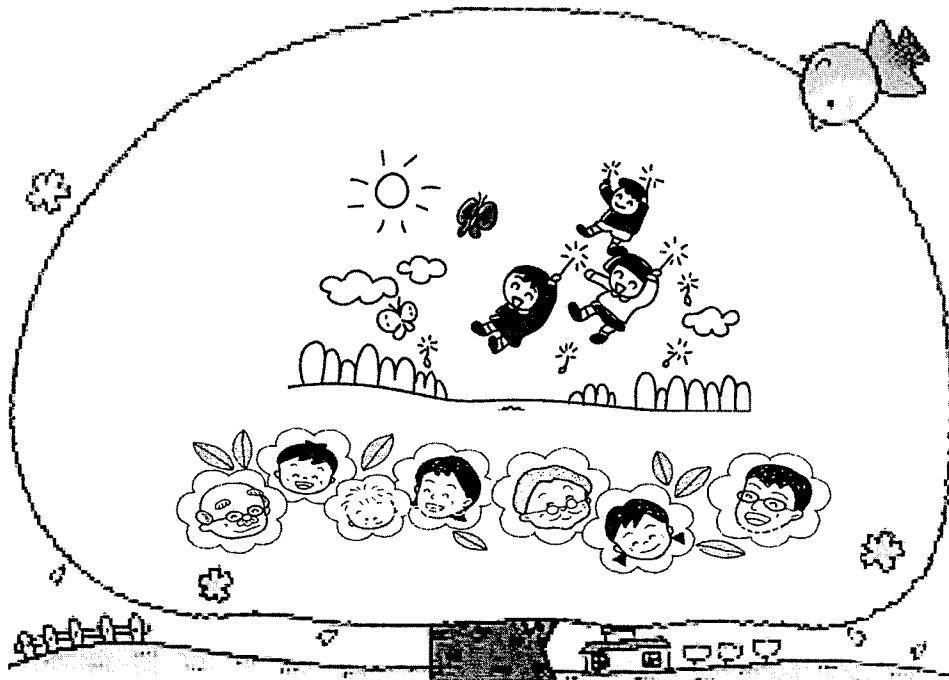
須智荒木神社

中瀬地域住民自治協議会

中瀬地域住民自治協議会 「まちづくり計画」

【基本方針】

1. 自然を愛し、清潔で住みよいまちづくり。
2. 地域の心がふれあい支えあうまちづくり。
3. 安全で、安心のまちづくり。



はじめに

中瀬地域まちづくり計画は、中瀬地区（1, 4 6 4 世帯・3, 4 3 4 名）を対象とした、まちづくり計画です。

平成16年11月に伊賀市が誕生し、12月には伊賀市自治基本条例が施行されました。この条例には私たち市民が主役となったまちづくりを行うと規定されています。

中瀬地区でも平成16年から中瀬区長会を中心に研修会や学習会等に参加し理解を深めながら住民自治協議会設立を目指し区長会で議論を続け平成17年2月12日中瀬地域住民自治協議会設立総会を開催するに至りました。

その後規約等で紆余曲折がありましたが、行政と調節を図りながら平成17年6月より自治協議会活動を始めました。

活動を始めて早や5年が経過し、これまでふれあい夏祭り、中瀬まるごとフェスタ、歴史探訪ウォーキング、運動会、新春ウォーキング等の催しを実施してまいりました。

現在、各種団体から構成する「広報部会」「健康福祉部会」「生活部会」「教育人権部会」「体育部会」「農業地域振興部会」の6部会で運営されており、各部会がそれぞれのまちづくり計画を検討、作成したものを全体的に調整をしながら中瀬地域のまちづくりに取り組んでいるところです。

「中瀬まちづくり計画」は従前のまちづくり計画の一部を見直し、中瀬地域の将来像を見据えながら、3年程度の短期的なものから中長期的視野にたった計画づくりを考えてきました。

今後は地域住民の声が反映されるよう各部会で十分な議論や全体的な調整作業を進め「どうすれば」「何をすれば」地域の活性化につながるか皆様の英知をお借りしながら、年度毎の計画を作成し実施したいと考えております。

中瀬地区住民の積極的な参加を得て人と人とのふれあいを大切にし、地域の人々が楽しく生きがいの持てる中瀬地区になるよう行政とも密接な連携をしながら、地域に密着した自主的な「まちづくり」「活気のある中瀬」にするため一步一步着実に進めたいと思っています。

これからも皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年12月

中瀬地域住民自治協議会

会 長 北 田 莊 治

中瀬地域住民自治協議会 「まちづくり計画」

目 次

基本方針	・ ・ ・ ・ ・	1
はじめに	・ ・ ・ ・ ・	2
目 次	・ ・ ・ ・ ・	3
1 中瀬地域の概要	・ ・ ・ ・ ・	4
2 各部会報告	・ ・ ・ ・ ・	5
(1) 広報部会	・ ・ ・ ・ ・	7
(2) 健康福祉部会	・ ・ ・ ・ ・	8
(3) 生活部会	・ ・ ・ ・ ・	10
(4) 教育人権部会	・ ・ ・ ・ ・	12
(5) 体育部会	・ ・ ・ ・ ・	14
(6) 農業地域振興部会	・ ・ ・ ・ ・	15
◎ 参考資料	・ ・ ・ ・ ・	17
中瀬地域住民自治協議会規約	・ ・ ・ ・ ・	19

中瀬地域の概要

中瀬地域は伊賀市市街地域の東部に位置し、中央を東西に服部川が流れ、川北地域（寺田地区・南寺田地区・高畑地区・羽根地区）と川南地域（上荒木地区・下荒木地区・西明寺地区・荒木団地地区・荒木ヶ丘地区・南西明寺地区）の10地区があり、東は大山田地域、西は伊賀市市街地域、南は友生地域、北は府中地域に接しています。

昭和の合併施策により昭和25年12月26日に旧中瀬村が旧上野市と合併し、53年間上野市として歩んできました。その後、平成16年11月1日に上野市、伊賀市、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町が合併し伊賀市が誕生して早や6年目となります。

現在、中瀬地域の総面積は9.36平方km、そのうち183haの経営耕地面積を有し、服部川の豊富な水を利用し、米作りを中心に園芸、果樹等農業経営が行われている7地区と勤労者世帯を中心とした3地区とで構成されています。

平成22年5月現在の人口は3,434人（男1,755人・女1,679人）世帯数は1,464世帯となっており、年代別の人口比率で見ると65歳以上の人口が5年前より5ポイント上昇し22.9%とさらに高齢化が進んでいます。

また、国分寺跡、磨崖仏、荒木又右衛門の碑などの史跡や服部川、岡山公園などの自然環境にも恵まれ伊賀市文化会館、ヒルホテルサンピア伊賀といった文化施設も揃っています。

中瀬地区では、50年以上に及ぶ「中瀬地区区長会」によって地区運営が行われてきた歴史があります。地区行政、地域行事すべてに区長会中心に実行推進され地区の発展につなげてきました。

今後は、住民自治協議会の中では地域代表制を持つ区長会が重要な役割を担うこととなります。区長会と住民自治協が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力しながら多様な地域課題の解決に向け取り組んでいくことが大切です。

(1) 広報部会

○まちづくり基本方針

・広報「なかせ」の紙面やインターネットを利用して、住民自治協議会活動の情報収集と提供を行います。また、その運営には地区民が参加し、より身近なものとなるよう工夫します。

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 広報部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
住民自治協議会広報紙の発行	広報誌の作成 年4回発行			○	→	→	
インターネットを利用した住民自治協議会活動情報の提供	ブログの運営			○	→	→	
住民自治協議会に関する資料の収集				○	→	→	
住民自治協議会に関連する各種会議提出資料の作成				○	→	→	

(2) 健康福祉部会

○まちづくり基本方針

- ・誰もが健康で明るく生き生きと暮らし続けられる環境づくりを目指します。
- ・地域で誰もが支えあい、高齢者や障害者が安心して生き生きと生活でき、安心して子育てが出来る環境づくりを目指します。

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 健康福祉部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
高齢者の健康促進	筋肉トレーニング教室	健康の駅長・参加呼びかけ		○	→	→	
	音楽療法教室		講師派遣	○	→	→	
健康講座の開催	健康講話・介護予防講座 連続講座の開催	老人クラブ 参加呼びかけ	講師派遣・紹介	○	→	→	
歴史探訪健康ウォーキングの 実施		参加呼びかけ		○	→	→	
地域住民の親睦と世代間交流	ふれあい夏祭り開催	教育人権部会		○	→	→	

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
子育て支援	各地区で いきいきサロンの実施			○	→	→	
子育て支援	映画会の開催	老人クラブ	実施の支援	○	→	→	
子育て支援	高齢者の見守りや 声かけ運動			○	→	→	
子育て支援	登下校児童の見守り	各種団体と見守り隊 の結成		○	→	→	
疾病の予防と早期発見	啓蒙・広報活動		各種検診の実施 健康相談	○	→	→	

(3) 生活部会

○まちづくり基本方針

・地域住民による、安全・安心の住みよいまちづくりに取り組みます。

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 生活部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
自主防災組織体制の確立	地区単位での住民台帳作成し区長が管理 地区単位での防災組織の確立		指導	○	→	→	
	避難場所の周知徹底 看板の増強		看板の新設	○	→	→	
避難訓練	地区単位での訓練の実施		訓練の指導	○	→	→	
生活バスの運行推進	中瀬にバスを走らせる会との連携	他の自治協議会	指導と支援	○	→	→	

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
防犯パトロールの強化	地域安全推進協議会との連携		講師の派遣	○	→	→	
交通安全指導の強化	地域安全推進協議会との連携		資料の提供	○	→	→	
	交通安全教室の開催		指導者の派遣	○	→	→	
医療問題への取り組み	救急医療体制の再生		市民病院の再生	○	→	→	

(4) 教育人権部会

○まちづくり基本方針

- ・地域の歴史を学びながら、郷土愛を育み、青少年の健全育成を目指すと共に高齢者との交流活動も行います。
- ・一人ひとりの人権が尊重され心がふれあい互いの「絆」強まるまちづくり

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 教育人権部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
中瀬歴史街道の設立	岡山大光寺～南宮山～敢國神社の整備		岡山大光寺～南宮山～敢國神社の道路整備			○	桜・もみじの植林
	荒木又右衛門碑の整備～案内板の書替え		整備の補助	○	→	→	
	謂れ・歴史の看板の掛けなおし		助言	○	→	→	
	マップ及び歴史解説書の発行		資料提供 作成者の紹介	○	→	→	
公民館活動の活性化	生涯学習の場としての活用	親子教室の開催		○	→	→	
	公民館教室を増やし 選択肢の幅を広げる		講師の紹介	○	→	→	

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
子どもと大人の交流の場	体験学習会の開催	教育ボランティアの募集		○	→	→	
人権意識の高揚	影絵による啓蒙	児童福祉会等との共催		○	→	→	
	学習会・講演会の開催	各種団体への参加要請	講師の派遣	○	→	→	
	人権パネル展の活用 ふれあい夏祭り開催	健康福祉部会		○	→	→	
指導者の育成	リーダー養成研修会 各地域で学習会開催 地区懇談会		講師の派遣 資料の収集・提供	○	→	→	
子ども達への声かけ運動	あいさつ運動	小学校・中学校		○	→	→	

(5) 体育部会

○まちづくり基本方針

- ・スポーツを通じて、健康・体力づくり・仲間づくりに取り組み、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 体育部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
地区スポーツ大会の開催	各種目別の大会の運営			○	→	→	
地区運動会の開催	運営と参加			○	→	→	
健康づくり・体力づくり事業の開催	運営と参加			○	→	→	
スポーツクラブの充実	運営と参加 内容の充実	各種スポーツクラブの 参加			○	→	他チームとの 交流試合
スポーツ関連施設の充実		関連施設の充実			○	→	

(6) 農業地域振興部会 ○まちづくり基本方針

- ・中瀬の豊かな農地と環境を守り、活力ある農業の推進と地産地消をめざし、安全安心の食づくりに取り組めます。
- ・地域の主体性を守り、地域がひとつになれる事業を展開し、高齢者（老人）が生きがいの持てる地域づくりと若者の心を引き付ける地域づくりを目指します。

【施策一覧表】 中瀬地域住民自治協議会 農業地域振興部会

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
集落営農化	地区の集落座談会		組織化への指導、支援	○	→	→	
担い手の育成	担い手の支援	先進地視察	担い手への指導	○	→	→	
特産品の生産及び販売ルートの確立	特産品の選定 減農薬栽培の実施	J Aによる生産出荷の組織化と栽培指導	運営資金の支援 栽培技術の指導	○	→	→	
荒廃地の利用	休耕地の無償提供		復元への資金支援	○	→	→	

事業名	事業内容・実施主体			実施時期			備考
	地域（住民）	協働	行政	短期	中期	長期	
川北地区の水田を1ha規模に再編成と水路のパイプライン化	営農計画作成	地権者への理解と協力	土地改良区で実施		○	→	
環境整備 農地、水、環境保全向上対策	環境保全管理の活動	地域と行政	環境保全事業促進費の増額と継続	○	→	→	
農業の振興	産地直売所の設置	実行委員による立ち上げ	情報の提供、指導		○	→	高齢者の生きがい
	イベント(フェスタ)の開催	地区住民との協調		○	→	→	
地域ブランドの育成	作物選定 栽培技術研修	事業計画の立案 部会との連携	事業支援 技術指導			○	
リーダーの育成	研修会の開催	各地区より人選	講師派遣、指導	○	→	→	

中瀬地域住民自治協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住みよい中瀬地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を中瀬地域住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市高畑753番地の9 中瀬地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は中瀬地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携し活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事断裁

第2章 組 織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 中瀬地域に居住する住民
- (2) 中瀬地域に住所地を置く事業所
- (3) 中瀬地域住民で活動する自治会体団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く

会 長	1名
副 会 長	若干名
会 計	1名
監 事	若干名

部会長 6名
事務局長 1名

- 2 会長、副会長、及び監事は総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局は、協議会事務を総括する。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び企画調整委員会、実行委員会とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員、企画調整委員、実行委員会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画
- (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
- (4) その他重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は役員及び各地区から選出された者により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(企画調整委員会)

第14条 企画調整委員会は、運営委員会より推薦された者及び事務局で構成する。

- 2 企画調整委員会は、総会、運営委員会に諮るべき事項の原案作成及び実行委員会の取りまとめを行う。
- 3 企画調整委員会は、会長が招集する。

(実行委員会)

第15条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、及び企画調整委員会へ意見具申するため、協議会に実行委員会を置く。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。
 - (1) 広報部会
 - (2) 健康・福祉部会
 - (3) 生活部会
 - (4) 教育・人権部会
 - (5) 体育部会
 - (6) 農業・地域振興部会
- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第16条 部会間の調整は、企画調整委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財 務

(会計)

第17条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会費は、運営委員会で定める。

第5章 その他

(規約の変更)

第19条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第20条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月12日から施行する。

この規約は、平成19年5月20日一部改正する。



岡山山頂

発行年月日 平成22年12月1日
発行者 中瀬地域住民自治協議会